

平成28年度 施策評価シート

基本目標	安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政策	420:地域で支えあいながら、いきいきと暮らせるしくみをつくる
施策	422:利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る
施策の目標	福祉サービスを必要とする区民の権利が守られ、適切なサービスを受け、地域でいきいきと暮らしています。

1 基本計画における成果指標

指標名	単位	目標値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
福祉サービス第三者評価を受け改善に取り組む福祉施設、事業所の累計数	施設	150	127	148	176	204	223
必要な「福祉サービスが適切に提供されている」と思う区民の割合	%	50	-	-	-	-	-

2 1の「成果指標」以外に施策の進捗状況を示す指標

指標名	単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
区立事業所の受審状況(累計)	件	18(87)	14(101)	13(114)	20(134)	14(148)
民設事業所の受審状況(区補助件数)(累計)	件	34(127)	21(148)	28(176)	28(204)	19(223)
都の直接補助により受審した事業所(累計)	件	8(60)	10(70)	13(83)	12(95)	-

3 目標と現状(実績)についての分析

指標の推移・施策の課題や問題点について記述
<p>本格的な少子高齢化社会の到来や核家族化、都市化の進展に伴う地域のつながりの希薄化、さらに価値観やライフスタイルの多様化等が見られる中、地域の生活課題はますます多種多様になっている。区民が適切なサービスを選択し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、これまで以上に福祉サービスの改善や質の向上を促進していく必要がある。また平成25年度より、区内でのみ事業を行う社会福祉法人の認可及び指導権限が区に移譲され、所轄庁として所管法人の運営健全化を支援していく必要がある。</p>

4 今後の施策の運営方針

施策の戦略的方向性(選択肢に を付ける)
(1) 優先的に資源投入を図る。
(2) 現状維持とする。
(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】
<p>第三者評価制度の受審費用の助成を通じ、利用者がサービスを選択する際に有用な情報を提供するとともに、サービス向上に向けた事業者の取り組みを一層促進していくことが必要である。また社会福祉法人の指導検査等については、法人が地域福祉の重要な担い手であることから、引き続き指導検査を通じて育成する必要があるため、現状のまま継続することが必要である。</p>
【今後の具体的な方針】
<p>第三者評価推進事業は、「少なくとも三年に一回以上受審すべき」とする都の指針に沿い、該当施設への周知をはかり、未受審の事業所の受審を促進する。社会福祉法人指導検査等事業については、国の法令や都区の福祉サービス指導検査体制の検討状況等を踏まえ、施設やサービス面も含めた指導検査体制について検討していく。成年後見人への報酬助成について、対象となるケースが増加しているため、利用しやすいようにさらに周知を行っていく。</p>

5 部内各課で実施しているこの施策に係る事務事業

(単位：千円)

番号	事務事業名	課名	27年度	事務事業評価 シートの評価結果	部長コメント
			歳出決算額		
1	成年後見制度に関する事業	厚生課	7,192	拡充	
2	福祉サービス第三者評価推進事業	厚生課	10,359	拡充	
3	社会福祉法人指導検査等事業	厚生課	1,762	現状維持	

【評価結果】

- 拡充：効果が高く、拡充による更なる効果拡大も期待できる。
- 現状維持：効果は高いが、拡充しても効果拡大までは期待できない。
- 改善・見直し：手段の見直しで効果を拡大する必要がある。
- 縮小・統合：効果は高くないが、継続する理由がある。
- 休止、廃止：効果は高くなく、継続する客観的な理由に乏しい。

事務事業名	成年後見制度に関する事業		所管課・係	厚生課厚生係
施策	422	利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る	連絡先	5608-6151(直)
予算書名称	成年後見制度区長審査請求事務、成年後見制度利用支援事業		執行実績報告書ページ	74

1 事業の概要

平成12年度:4月1日の民法の一部改正により従来の禁治産・準禁治産制度を改め、成年後見人制度が施行(予算事業化はしていない) 平成21年度:報酬助成開始	事業開始年度	平成14年度
	終了予定年度	

2 事業の対象・手段・目的(具体的に、限定的に記入してください)

【対象】 誰(何)を対象としているのか						
判断能力が不十分で、成年後見制度の活用が必要にもかかわらず、申立人がいないもの	に対して					
【手段】 どのような方法で行ったのか(具体的な事業内容)						
家庭裁判所への成年後見制度について、申立てをする者がいない際に区長が申立て・区長申立を行った者で、被後見人が後見人に対して報酬を払う能力がない場合、報酬助成(上限額(月額)は、在宅の場合:28,000円、施設入所の場合:18,000円)	を実施したことで					
【目的】 この事業によって対象をどのような状態にするのか						
権利擁護と生活の安定した	状態にする。					
目的を達成するための指標						
種類	指標名(指標の説明)	単位	年度	H25年度	H26年度	H27年度
活動指標 (手段に対する指標)	申立件数	件	目標値			
			実績値	32	56	65
成果指標 (目的に対する指標)	後見人報酬助成	件	目標値			
			実績値	10	19	20
目的の達成に対する事業の結果(指標分析と事業実績の要因分析)						
各主管課と連携し、効率的に事務を遂行する。						

3 予算・決算状況(金額の単位は全て千円) *歳出は切上げ、歳入は切下げ

科目	款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費
27年度歳出予算額	9,503	27年度歳出決算額	7,192	27年度執行率	75.7%	28年度歳出予算額
27財源内訳(決算額)	国庫支出金 有	都支出金 有	その他 有	一般財源 有		
使用料等の収入の有無	無	使用料等名称				収入額
補助金名称 *複数ある場合は代表的なもの		被後見人等への報酬助成				
27年度実績額	5,965	28年度予算額	10,776	対象	後見人等に対して報酬を払う能力がない者	
開始年度	H21年度	根拠法令	墨田区成年後見制度における区長の審判請求手続等に関する要綱			
算定基準				補助率	在宅の場合:上限28,000円 施設入所者の場合:上限18,000円	

平成28年度 事務事業評価シート

4 視点別の評価(担当者評価)

(1)事業の必要性	評価結果	高い	前年度評価	高い
<p>親族等に頼ることのできない区長申立の件数が増加しているため。</p>				
(2)事業の有効性	評価結果	上昇	前年度評価	上昇
<p>高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるために必要な事業である。</p>				
(3)事業の効率性	評価結果	どちらかといえば効率的	前年度評価	どちらかといえば効率的
<p>家庭裁判所への申立て事務は、書式等が決まっているため事業の効率化は難しい。</p>				
(4)現状と課題	<p>申立手続きをするのは厚生課であるが、対象者の把握のため、各課の緊密な連携が不可欠である。</p>			

5 総合評価(課長評価)

評価結果	拡充する	判定理由	さまざまな関係機関と連携し、区長申立てが必要なケースを把握しながら、現行の事業を着実に実施していく。
今後の方向性 (見直しの視点)	<p>具体的な拡充・改善・効率化等の取り組み内容について(方向性・対象・手段等) ・報酬助成について、対象となるケースは増加しているため、利用しやすいようにさらに周知を行っていく。</p>		

平成27年度区 議会の質問状 況	時期	無
	要旨	無

事務事業名	福祉サービス第三者評価推進事業		所管課・係	厚生課社会福祉法人係
施策	422	利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る	連絡先	5608-1169(直)
予算書名称	福祉サービス第三者評価推進事業費		執行実績報告書ページ	74

1 事業の概要

東京都福祉サービス第三者評価制度及び福祉サービス第三者評価受審費用の助成に関する要綱に基づき、区立施設の評価受審及び民間事業所の評価受審に係る費用の補助を行う。	事業開始年度	平成15年度
	終了予定年度	

2 事業の対象・手段・目的(具体的に、限定的に記入してください)

【対象】 誰(何)を対象としているのか						
区立福祉施設及び福祉サービス第三者評価の受審を希望する区内民間福祉施設(都で指定しているサービスに限る)		に対して				
【手段】 どのような方法で行ったのか(具体的な事業内容)						
区立福祉施設は3年に1度の受審を、民間施設においては受審を促進するための助成事業		を実施したことで				
【目的】 この事業によって対象をどのような状態にするのか						
区民の福祉サービスの選択権を保証し、福祉サービスの質の向上に向けた取り組みを促進する		状態にする。				
目的を達成するための指標						
種類	指標名(指標の説明)	単位	年度	H25年度	H26年度	H27年度
活動指標 (手段に対する指標)	福祉施設受審数(区立受審施設数+民間助成施設数)	件	目標値	50	66	59
			実績値	44	50	33
成果指標 (目的に対する指標)	福祉施設受審経費(区立受審施設経費+民間に対する助成金)	千円	目標値	24,300	31,800	29,150
			実績値	17,041	18,200	10,359
目的の達成に対する事業の結果(指標分析と事業実績の要因分析)						
東京都から少なくとも3年に1回の受審を推奨されている。一部所管替え(認証保育所)により実績値は下がっているが、定期的な受審が定着している施設も多く、目標達成に向け着実に推進している。						

3 予算・決算状況(金額の単位は全て千円) *歳出は切上げ、歳入は切下げ

科目	款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費	
27年度 歳出予算額	29,150	27年度 歳出決算額	10,359	27年度 執行率	35.5%	28年度 歳出 予算額	17,400
27財源内訳 (決算額)	国庫支出金 無	都支出金 有	その他 無	一般財源 有			
使用料等の収入の有無	無	使用料等名称				収入額	
補助金名称 *複数ある場合は代表的なもの		福祉サービス第三者評価受審費用助成補助金					
27年度 実績額	6,461	28年度 予算額	13,500	対象	福祉サービス第三者評価対象サービス(高齢・障害)		
開始 年度	平成15年度	根拠法令	墨田区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱				
算定基準	定率補助(上限額あり)			補助率	原則5割補助(上限30万円)、ただし、外部評価義務付けサービスは10割補助(上限60万円)		

平成28年度 事務事業評価シート

4 視点別の評価(担当者評価)

(1)事業の必要性	評価結果	高い	前年度評価	高い
福祉サービス利用者のサービス選択及び福祉サービス向上に役立っている。 東京都福祉サービス第三者評価制度の対象サービスも増加しており、今後さらなるニーズの拡大が見込まれる。				
(2)事業の有効性	評価結果	上昇	前年度評価	上昇
福祉サービス第三者評価の受審により、当該事業者が福祉サービス向上に取り組むことが期待される。				
(3)事業の効率性	評価結果	どちらかといえば効率的	前年度評価	どちらかといえば効率的
都補助事業であり、都基準に基づき事業を実施している。				
(4)現状と課題	福祉サービス第三者評価未受審の民間事業者に受審を促進する。			

5 総合評価(課長評価)

評価結果	拡充する	判定理由	本事業は、「福祉サービス利用者によるサービス選択の確保」及び「福祉サービスの質的向上」に有用であるため、引き続き民間施設の受審を促進していく。
今後の方向性 (見直しの視点)	該当施設への周知をはかり、計画的な受審を促進していく。		
平成27年度区 議会の質問状 況	時期	無	
	要旨	無	

事務事業名	社会福祉法人指導検査等事業		所管課・係	厚生課社会福祉法人係
施策	422	利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る	連絡先	5608-1169(直)
予算書名称	社会福祉法人指導検査等事業		執行実績報告書ページ	74

1 事業の概要

社会福祉法第30条に基づく所轄庁として、社会福祉法人の設立認可、指導検査等を実施する。	事業開始年度	平成25年度
	終了予定年度	

2 事業の対象・手段・目的(具体的に、限定的に記入してください)

【対象】 誰(何)を対象としているのか						
社会福祉法人16法人(平成28年4月1日現在)及び区内で社会福祉法人の設立を希望する者	に対して					
【手段】 どのような方法で行ったのか(具体的な事業内容)						
法令及び国の通知に基づく社会福祉法人の設立認可及び社会福祉法人への指導検査を実施し、不適切な法人運営に関しては、指導助言を行い、その指導に従わない場合は、改善命令、業務の停止命令、役員了解職勧告、法人の解散命令等	を実施したことで					
【目的】 この事業によって対象をどのような状態にするのか						
社会福祉法人が提供する福祉サービスが、区民をはじめとする利用者の意向を尊重して総合的に提供され、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができる	状態にする。					
目的を達成するための指標						
種類	指標名(指標の説明)	単位	年度	H25年度	H26年度	H27年度
活動指標 (手段に対する指標)	一般指導検査の実施件数	件	目標値	7	12	8
			実績値	7	12	8
成果指標 (目的に対する指標)	社会福祉法人の文書指導の件数	件	目標値	0	0	0
			実績値	4	5	3
目的の達成に対する事業の結果(指標分析と事業実績の要因分析)						
地域福祉の推進のため、国の法令・通知等に基づき、社会福祉法人に対し、必要な検査を実施するとともに、社会福祉法人制度の理解が深められるよう助言、指導等を行っている。また、設立に関しても、設立希望者に社会福祉法人制度の趣旨に沿う事業や運営となるよう説明を行っている。引き続き法人の育成等を進めていくことで、墨田区の地域福祉が推進されていくものとする。						

3 予算・決算状況(金額の単位は全て千円) *歳出は切上げ、歳入は切下げ

科目	款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費	
27年度 歳出予算額	5,127	27年度 歳出決算額	1,762	27年度 執行率	34.4%	28年度 歳出 予算額	5,578
27財源内訳 (決算額)	国庫支出金 無	都支出金 有	その他 無	一般財源 有			
使用料等の収入の有無	無	使用料等名称				収入額	
補助金名称 *複数ある場合は代表的なもの							
27年度 実績額		28年度 予算額		対象			
開始 年度		根拠法令					
算定基準				補助率			

平成28年度 事務事業評価シート

4 視点別の評価(担当者評価)

(1)事業の必要性	評価結果	高い	前年度評価	高い
地域福祉の重要な担い手である社会福祉法人の健全な運営の維持・向上に役立っている。				
(2)事業の有効性	評価結果	どちらかといえば有効	前年度評価	どちらかといえば有効
関係機関と連携を図りながら、社会福祉法人の抱える課題が速やかに解決されるよう対応している。会計分析については、委託により専門的見地を踏まえ、たうえでの確かな指導・助言を行っている。				
(3)事業の効率性	評価結果	どちらかといえば効率的	前年度評価	どちらかといえば効率的
施設・福祉サービス検査担当部門との統合を検討している。年度当初に定める検査計画に基づき、計画的に指導検査を実施している。				
(4)現状と課題	社会福祉法人の健全な運営を確保するため、長期的な指導・助言が必要なケースがある一方、許認可であるので、一定の期間による人事異動が必要である。少数係であり、指導検査技術等の継承が課題である。			

5 総合評価(課長評価)

評価結果	現状維持	判定理由	地域福祉の重要な担い手である社会福祉法人の設立や指導検査を通じての健全な法人運営の支援を実施している。 法定受託事務であるため、裁量の範囲は限られているので、現状のまま継続していく。
今後の方向性 (見直しの視点)	国の法令や東京都の福祉サービスの検査体制などの状況を踏まえ、法人指導検査と施設・福祉サービス検査の一体的な指導検査体制について検討していく。		

平成27年度区議会の質問状況	時期	無
	要旨	無